

- 過疎地域等における自家用有償運送については、自家用有償運送の適切な普及をはかる観点から、現行制度施行後の状況を検証しつつ、登録の要件・手続や運営協議会のあり方を見直し、必要な措置を講じる。
- 地域に関する観光施策として国が行う支援は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のため、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的な取り組みなどを基本とする。都道府県が定める外客来訪促進計画の策定・変更（税制特例に関する事項等を除く。）に係る国との同意を要する協議を廃止し、通知とする。

【商工業】

中小・ベンチャー企業については、地元企業の動向に通じた地方が育成支援を行っており、国が行っている施策については、地方にゆだねるべきものがないか不断に見直しを行うべきである。

国が財団法人伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う事業については、全国的規模や全国的視点に立って行わなければならない最低限必要な事業に限定すべきである。

地域における商工団体については、商工会議所、商工会という沿革、組織運営等が異なる二つの制度がある。市町村合併の進展により、同一市部に商工会議所と商工会が並存しているケースが増加していることなどを踏まえ、地域の商工団体のあり方について必要な検討を行うべきである。 [経済産業省関係]

- 国の中小・ベンチャー企業育成施策は、金融上、税制上の措置による事業環境整備を基本とし、国が個別企業に対して行う直接支援は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。
独立行政法人中小企業基盤整備機構の行うベンチャー育成事業についても同様の視点から全国的視点に立った事業に限定する。
- 中小小売商業振興法¹の計画認定等の権限を都道府県から市に移譲する。
- 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。
- 商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体のあり方について必要な検討を行い、平成 20 年度中に結論を得る。

【農業】（土地利用を除く。）

農業委員会が、農地の無秩序な開発の監視・抑止という役割を果たすためには、委員会の組織について国が全国一律の規制を行うのではなく、地方の自主的な判断

¹ 中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）

による弾力的な運用をはかるべきであり、地方自治体が地域の実情に応じて農業委員会の設置・組織を任意に決定できるようにすべきである。

独立行政法人家畜改良センターが行っている定期種畜検査の結果は全国的に通用するが、都道府県が行っている臨時種畜検査の結果については、検査の内容に差異がないにもかかわらず、都道府県内のみで通用することとされている。

[農林水産省]

- 選挙委員の選挙区等、農業委員会の組織運営に係る規制について、地方自治体のより弾力的な運用をはかる観点から、必要な措置を講じる。
- 都道府県が行っている種畜検査の結果が、当該都道府県のみならず都道府県域外で通用するよう必要な措置を講じる。

【環境】

環境規制に関して、工場から排出されるばい煙等に係る総量削減計画を都道府県知事が定めるにあたっては、環境大臣の同意が必要とされている。しかし、国の施策との整合性の確保や隣接地域間の相互の影響等を踏まえた調整等は協議を通じて十分はかられるため、国の関与は必要最小限とすべきである。

公害規制事務については、例えば大気汚染防止法¹では中核市まで、水質汚濁防止法²では特例市までというように、権限移譲の対象に違いがある。このため関連する法律における整合性をはかるとともに、関係地方自治体に関して必要な状況把握を行い、市町村への権限移譲を推進すべきである。

循環型社会形成推進交付金について、地方の自由度を高めるという交付金化の趣旨を徹底すべきである。

[環境省関係]

- 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法³について、総量削減計画策定に係る環境大臣との同意を要する協議については同意を廃止する。
- 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法について、施設の設置届出の受理、汚染状況の常時監視等の都道府県の規制事務を特例市に移譲する。
- 循環型社会形成推進地域計画作成にあたっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成 21 年度から実施する。

¹ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

² 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

³ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

ア 基礎自治体への権限移譲の考え方

分権型社会においては、基礎自治体が中心的な役割を担うべきものである。また、「平成の大合併」と言われる市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいる。

平成12年施行の地方分権一括法¹によって、地方自治法²に、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度（地方自治法第252条の17の2等）（以下「条例による事務処理特例制度」という。）が創設され、これにより移譲されている事務は相当数に及んでいる（別紙1の参考を参照）。これは正に、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している以上に、基礎自治体の事務処理能力が向上していることを示している。

こうしたことから、基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う必要がある。

この場合において、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。

イ 基礎自治体への権限移譲の方針と権限移譲を行うべき事務

このような基本認識に立って、当委員会は、「中間的な取りまとめ」の4(2)「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」において都道府県から市町村への権限移譲の方向が示されている事務、条例による事務処理特例制度を活用して各都道府県から市町村に移譲されている事務、及び全国市長会、指定都市市長会、全国知事会等からの提言等がある事務から、別紙1の事務を抽出した。これらの事務について、次に掲げる「基礎自治体への権限移譲の方針」に沿って、別紙1に示すとおり、都道府県から市町村への権限移譲及びこれに伴う国、都道府県の関与のあり方の見直しを行うことを勧告する。

また、以下の都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲に伴う必

¹ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）

² 地方自治法（昭和22年法律第67号）

要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、移譲される権限にあわせた人的支援についても適切に対応することが不可欠である。

なお、当委員会の他の調査審議項目の勧告で示された方針によって国から地方自治体への権限移譲、制度の抜本的な見直し等が行われることとなった場合には、これに関連して、別紙1に抽出した事務以外についても、さらなる都道府県から市町村への権限移譲の検討が必要である。

<基礎自治体への権限移譲の方針>

【都市計画決定】

- 三大都市圏、特定区域か否かを問わず、次の項目を除き、市の区域については「市」決定（都道府県同意不要）とし、町村の区域については、すでに町村で決定しているものを除くほか、「都道府県」決定（国同意不要）とする。
 - ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、都道府県決定（区域区分の方針に係る部分を除き国同意不要）
 - ・ 地域地区
国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定（国同意不要）
 - ・ 都市施設
国・都道府県が設置する都市施設、国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定（国同意不要）
 - ・ 市街地開発事業
その目的・効果が当該団体の区域を越える大規模な市街地開発事業については、都道府県決定（国同意不要）
- 指定都市の区域について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等並びに道路のうち都道府県の役割に指定都市の特例が適用されるものについては、都道府県決定に代えて「指定都市」決定（都道府県同意不要）とする。

【まちづくり・土地利用規制分野】

- 土地利用規制等のために設定された特定区域における行為の規制に係る事務について、次に掲げるものを除き、「市」まで移譲する。
 - ・ 国・都道府県の責任で行う広域的な政策の観点から設定された特定区域におけるもの（すでに一部の市で個別の行為の規制に係る事務を処理しているものを除く。）
 - ・ 国・都道府県が危険防止のために設定した特定区域におけるもの
- 市・特許事業者施行の都市計画事業の認可等に係る事務については「都市計画

決定権者」が行うこととするほか、個人・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等に係る事務については「指定都市」まで、個人・区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可等に係る事務については「市」まで、それぞれ移譲する。

- 建築物、住宅、駐車場等に係る事務のうち、建築基準法¹等の特定行政庁としての事務については、政令で定められた市以外の市が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止し、それ以外の事務についてはその目的・効果が当該団体の区域を越えるものを除き「市」まで移譲する。
- 景観法²等の景観行政団体としての事務について、指定都市・中核市以外の市町村が実施する場合の都道府県知事の同意を廃止する。

【福祉分野】

- すでに中核市で処理している事務、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務については、「市」（対象の散在性から広域的に処理する必要がある事務にあつてはその散在性に応じて「中核市」、「特例市」）まで移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲（指定に限り都道府県同意）する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。

【医療・保健・衛生分野】

- すでに保健所設置市で処理している事務であつて、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。
- すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であつて、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務について、「保健所設置市」まで移譲する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。

【公害規制分野】

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであつて基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲す

¹ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

² 景観法（平成 16 年法律第 110 号）

る。

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

【教育分野】

- 市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲する。
- 市町村立幼稚園の設置の都道府県による認可等に係る事務は廃止し、都道府県への届出制とする。

【生活・安全・産業振興分野】

- 危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。
- 消費者保護のための商品等の安全の確保に係る事務であって、当該団体の区域内の事業者等に係るものについて、国・都道府県に加え、「市」にも権限を付与する。
- 産業振興に係る事務のうち、まちづくり・土地利用規制と関連するものであって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市」まで移譲する。

【その他】

- 当該団体の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人の設立認証、指導監督に係る事務について、「指定都市」まで移譲する。
- 墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務について、「市」まで移譲する。
- 町・字の区域新設の告示に係る事務について、「市町村」まで移譲する。

(上記の勧告事項の実施にあたっての留意事項)

以上のうち、都市計画決定について、平成21年度を目途に予定されている現行制度の抜本的な見直しは、この方針を踏まえて行われるべきである。

また、市町村立小中学校の教職員の人事・給与に係る事務等については、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、財源の確実な確保をはかることを前提に、市町村へ移譲する方向で検討すべきである。

ウ 条例による事務処理特例制度の活用の促進

地域における事務は、基本的に基礎自治体である市町村が処理することが適当であるとの観点から、本勧告では、市町村合併の進展等により行政体制の整

備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に権限移譲を進めることとしている。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、本勧告において法令による権限移譲を求めている事務以外のものについても、条例による事務処理特例制度を活用することにより、都道府県から市町村への積極的な権限移譲を進めることが期待される。そのためには、例えば、権限移譲に関し、都道府県と市町村との協議の場を設けるなど、都道府県と市町村とが恒常的に協議・意見交換を行っていくことが重要である。

なお、各都道府県においては、都道府県条例に基づく権限移譲が進展しているところであるが、制度運用に関する誤解が一部に見受けられるところである。事務の処理にあたり都道府県の審議会等の意見聴取が必要とされているものに関し、市町村に同種の附属機関が設置されていないことから条例による事務処理特例制度による権限移譲が困難であると都道府県において解されているような事例については、個別法令により禁止されていない限り、市町村に同種の附属機関を設置することで、都道府県条例に基づく権限移譲が可能である。各都道府県においては、地方自治法及び個別法令の適切な解釈に基づき、条例による事務処理特例制度の積極的な活用を進めていくことが期待される。

また、条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度を見直す観点から、以下のとおり勧告する。

<条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度の見直し>

- 母子寡婦福祉資金貸付に係る事務など、事務処理に係る国の財政支援の対象が都道府県に限定されていることにより条例による事務処理特例制度による権限移譲が事実上困難となっているものについては、個別の法令や補助金・負担金制度の見直しを行う。

(2) 補助対象財産の財産処分の弾力化

国庫補助事業等の補助対象財産の財産処分（補助目的外への転用、譲渡、取壊し等）に対する制限をめぐっては、各府省における取扱いにばらつきがあったり、転用・譲渡等における用途や相手先が強く制限されているといった支障事例が地方から示されるなど、改善を求める声が強い。

社会経済情勢の変化や地域活性化の観点等を踏まえた地域の創意工夫に対応するため、また既存ストックの効率的な活用のためにも、財産処分に対する制限は、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保するうえで必要最小限にとどめるように改め、また、手続の簡素化をはかる。

このため、以下のとおり勧告する。

なお、地方自治体以外の者（第三セクターを含む民間事業者等）の補助対象財産についても、上記の趣旨を踏まえ、関係府省において適切に対処することを望む。

○ 関係府省は、以下を前提とした財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定め、地方自治体及び国の出先機関に対する周知・情報提供を確実に実施する。

1) おおむね 10 年経過後の財産処分については、原則、届出・報告等をもって国の承認があったものとみなすとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合には国庫納付を求めるなど、必要最小限の条件を付すことができる。

2) おおむね 10 年経過前であっても、災害による財産の損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、1) と同様とする。

なお、関係府省は、地方分権改革推進計画の策定を待つことなく、この勧告を受けて速やかに上記の措置を実施する。

(別紙 2) 「措置対象の国庫補助金等一覧」

第4章 現下の重要二課題について

(1) 道路特定財源の一般財源化について

平成20年5月13日の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」において、道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除すること、また道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化することとされたので、ここに以下のとおり緊急提言する。

当委員会は、すでに第2章(2)に記載したように、

「直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本としてその要件を見直す。当面、要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則第1条の2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じた上で、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。」旨を勧告した。

そこで、今年の税制抜本改革時に道路特定財源の一般財源化の制度設計を検討するにあたっては、この勧告に示された新しい役割分担を踏まえ、国庫補助負担金制度の抜本の見直しを含めた新しい税財政制度を構築する方向で、国は地方側とも十分に協議を重ね、税源移譲を含め地方自治体の税財源を充実強化する方策を講じるとともに、地方自治体の道路整備の自由度を最大限拡大する方策について真摯な検討を行うべきである。

当委員会は、一般財源化の制度設計の検討状況に合わせ、今後とも地方分権改革を推進する立場から、必要に応じて提言を行っていく所存である。

(2) 消費者行政の一元化について

当委員会は、消費者行政推進会議¹の検討結果について聴取した結果、生活者の視点に立って消費者の安全・安心を確保する消費者行政を強化するためには、国の国民生活センターと地方自治体の消費生活センターを結ぶ迅速な情報収集ネットワークを早急に整備するとともに、事業所への立入検査や改善命令等の規制権限を生活者・消費者に身近な地方自治体に積極的に移譲する必要があると考えるに至ったので、ここに以下のとおり緊急提言する。

国は、地方自治体の消費生活センターを法的に明確に位置付けその設置を促進するとともに、消費生活センターの設置と運営体制の強化に協力する意思のある地方自治体の取組みに対し、思い切った支援措置を行うべきである。

消費者行政における国の役割は、全国的に統一する必要がある安全基準の策定や全国的に展開する営業許可の付与及び取消し等に限定することを基本とし、事故を未然に防ぐための、又は事故が発生した際の報告徴収、立入検査や指示、改善命令、営業停止処分等の規制権限は幅広く、都道府県に移譲することを基本とすべきである。

この国と都道府県の役割分担を実効あるものとするために、上記の規制権限を県内業者のみならず県外業者に対しても行使する都道府県の域外権限を法令解釈上明確にし、必要な場合には法令改正によって新たに域外権限を都道府県に付与する措置を講ずるとともに、被害拡大を防止するために必要と認めるときには都道府県から国に対して営業許可の取消し等の措置要求をすることができる仕組みを構築すべきである。

¹ 「消費者行政推進会議の開催について」(平成20年2月8日閣議決定)に基づき開催

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

(1) 国の出先機関の改革の基本方向

ア 見直しの視点

国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する観点から、「骨太の方針 2007」に示された政府の方針を踏まえつつ、国の出先機関を大胆に合理化する抜本的な改革に向けた検討を進める。

これにより、国の出先機関の事務・権限の大幅な地方移譲や廃止などを行うとともに、国の出先機関を廃止・縮小する。

国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討にあたっては、地方自治法及び地方分権改革推進法が定める国と地方の役割分担を踏まえつつ、以下のような事務・権限の仕分けの考え方（具体的内容については別紙3参照）に沿って整理を行う。

【国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方】（注1、2）

① 重複型

事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの（民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）民間に対する助成・支援等

地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

② 分担型

法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの（直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督など）

（例）直轄公共事業

事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、地域的なものは原則として地方が担うこととし、その一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化。また、広域的なものについても直轄事業の対象範囲を極力限定

必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映

③ 関与型

地方自治体への関与等（地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）地方自治体の諸活動の調整

地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

④ 国専担型

現在は主に国のみでその事務を行っているもの（民間に対する許認可・監督や、保険、登記など）

（例）民間に対する許認可・監督等

地方自治体による総合行政の確立等に資するものは地方移譲を基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

一つの地方自治体で完結するものと、複数の地方自治体にまたがるものとの区分が可能な場合、前者は原則として地方が担うこととし、後者についても地方自治体の域外規制等による対応を検討

（注1）上記の「重複型」、「分担型」、「関与型」及び「国専担型」は、第1章に掲げた国と地方の役割分担のメルクマールに対応している。

ただし、第1章のメルクマールのうち、「重層型」については、国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するものであり、国の出先機関の事務・権限としては基本的に該当するものがないことから、上記の分類には含めていない。

（注2）上記の例における「一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合」としては、例えば、地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるものや、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの等が該当するものと考えられる（別紙3の欄外注1を参照）。

イ 見直しの進め方

- 1) 国の出先機関の事務・権限について、これまでに委員会において調査審議を行ってきたものを中心に、別紙3に掲げる分類の考え方に照らして以下の①から④に仕分けする。